

令和5年6月5日開会

令和5年第2回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

提案理由の説明に先立ちまして、ご報告を申し上げます。

去る5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行されたことから、つがる市新型コロナウイルス感染症対策本部を同日廃止いたしました。それに伴い、庁舎内の一部でパーティションを撤去しております。

また、本定例会からは議員各位、理事者ともにタブレット端末による議案文書のデータ化が導入されることとなりました。

このタブレット端末は、ペーパーレス化によるコスト削減、効率的な議会運営を目指し、議会改革特別委員会において検討を重ね、その協議の結果を受け導入に至ったものであり、環境を守るなどのSDGs(エスディージーズ)にも資するものであります。

当面は紙文書と併用しながら運用し、早めに完全移行できればと考えております。

それでは改めまして、令和5年第2回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案11件、条例案7件、財産取得1件、その他1件の、合わせて20件であります。

まず、予算案につきましてご説明申し上げます。

議案第33号から議案第36号までは、専決処分した令和4年度一般会計並びに特別会計に係る補正予算の承認を求めるものであり、いずれも歳入、歳出全般にわたり、決算見込み等に基づき予算額の補正を行ったものであります。

議案第33号「令和4年度つがる市一般会計補正予算（第14号）」は、地方税、交付金、特別交付税及び各事務、事業費の精査による国県支出金、繰入金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

その結果、令和4年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から6億6,687万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を287億9,942万7千円としたものであります。

議案第34号から議案第36号までの令和4年度各特別会計補正予算3件につきましても、各事務事業費の精査による国県支出金等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

次に、議案第37号「令和5年度つがる市一般会計補正予算（第1号）」は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る所要の経費を補正し、令和5年4月1日付けで専決処分したものであります。

議案第38号「令和5年度つがる市一般会計補正予算（第2号）」は、電力・ガス・食料品等の価格高騰を踏まえ、住民税非課税世帯に3万円を給付するほか、ひとり親世帯及び住民税非課税の子育て世帯に、子ども1人あたり5万円を給付する事業に係る所要

の経費を補正し、令和5年5月1日付けで専決処分したものであります。

次に、議案第39号「令和5年度つがる市一般会計補正予算（第3号）（案）」についてご説明申し上げます。

本補正予算案は、当初予算に見込めなかった経費、緊急を要する経費並びに人事異動に伴う人件費の組み替え等について、所要の補正をするものであります。

その結果、令和5年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に1億4,287万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を226億9,979万1千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

総務費では、子ども3人以上の世帯に「つがる市産の新米」30キロを給付する多子世帯応援米給付事業として、500万1千円を計上いたしました。

民生費では、保育対策総合支援事業として、通園バスの置き去り対策に係る補助金297万5千円を計上いたしました。

教育費では、「農家の刺客」のジェラートを学校給食に提供するための予算を計上したほか、総合体育館の館内をインターネット上で閲覧できるようにするための館内撮影等業務委託料、国民スポーツ大会に向けた選手強化に係る補助金を計上いたしました。

また、各款において、電気・燃料等の高騰に係る指定管理者への特別支援金を計上いたしました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

当該補正額の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国県支出金、諸収入等についてそれぞれ所要額の補正を行うとともに、財政調整基金からの繰入により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第40号から議案第43号までの令和5年度各特別会計など補正予算案4件につきましては、予算

特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第44号から議案第48号までの5件は、専決処分した条例の承認を求めるものであります。

議案第44号「つがる市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、こども家庭庁が発足し、所掌事務が関係省庁から移管されることに伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第45号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金賦課限度額を引上げるほか、出産又は出産予定の被保険者が属する世帯の国民健康保険税を減免するものであります。

議案第46号「つがる市税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の改正に伴い、森林環境税を令和6年度から個人住民税均等割と併せて課税する

など所要の改正を行ったものであります。

議案第47号「つがる市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、課税免除の対象となる要件の基本計画への同意日の期限を2年延長するなど所要の改正を行ったものであります。

議案第48号「つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、不均一課税の期限を2年延長するなど所要の改正を行ったものであります。

いずれの条例についても、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第49号「つがる市地域優良賃貸住宅条例及びつがる市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する

条例案」は、関係省令の改正に伴い、入居対象者の要件の緩和など所要の改正を行うものであります。

議案第50号「つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案」は、生活保護法に基づく保護に準じた保護を受けている外国人が医療の給付を受ける際に、個人番号を利用してオンライン資格確認を行うことができるよう改正するものであります。

議案第51号「財産の取得の件の一部変更の件」は、除雪トラック7t級の取得価格を変更するものであります。

議案第52号「つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について」は、新たに人工呼吸器を装着する障害児の医療ケアの話し合いの場の設置等について、規約の変更を行うものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。